

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
◇告 示 字の区域を変更する旨の届出

昭和四十七年度第三次自衛官の募集

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法によるあん摩マッサージ指圧師の指定

生活保護法による診療所の廃止

環境基準の類型をあてはめる水域の指定

鳥獣保護区の存続期間の更新

解除予定の保安林にする旨の通知

解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の決定

”

土地改良事業計画の適否の決定

”

都市計画事業の認可

◇告 告 土地区画整理法による換地処分をした旨の届出
保母試験の合格者
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十三号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「前条」を「前二条」に改める。

第十条中「前二条」を「前三条」に改める。

別表第一医務課の項第十九号から第二十一号までを次のように改める。

00069

十九	衛生検査所の登録	臨床検査技師、衛生検査技師等に査する法律施行令	〃	〃	〃	〃
二十	削除	歯科技工法の免許	一〇	三	七	保健所

別表第一管理課の項第十号及び第十一号を削る。
別表第一河港課の項に次の二号を加える。

二十一	採石業者の登録	採石法	一二	五	七	〃
二十二	岩石の採取計画の認可又は変更の認可	〃	三五	七	二八	〃
						関係市町村長の意見聴取の期間を含む。

別表第二中「検査課 検」を「検査課 検」に改める。
附則 用地課 用

この規則は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第八百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十七年七月二十五日現在の地番による。）
生田字下河原	生田字隈田六一、六二、六四、六四ノ一及びこれらと一体をなす国有地、生田字敷外七一、七三ノ二、七四、八三ノ六、八五及びこれらと一体をなす国有地並びに生田字下河原の全域
生田字隈田	生田字隈田のうち六一、六二、六四、六四ノ一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生田字敷外	生田字敷外のうち七一、七三ノ二、七四、八三ノ六、八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第八百五十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十七年度第三次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十七年十月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五

号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第八百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地
昭和四十七年十月六日	田川整形外科医院	米子市福市二一六九番地
〃 七日	本庄整形外科医院	鳥取市西品治六〇八番地

鳥取県告示第八百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、あん摩、マッサージ指圧師を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	昭和四十七年十月一日	氏名	稲浜 正三郎	住所	鳥取市卯垣二一七の二二
"	"	"	佐々木 恵一	"	立川二丁目三〇の三
"	"	"	杉本 世志子	"	卯垣二一七の二二
"	"	"	天野 正一	東伯郡羽合町橋津	
"	"	"	池田 成秋	"	上浅津
"	"	"	浦島 多吉	倉吉市荒神町	
"	"	"	浦島 伸子	"	
"	"	"	岡本 和子	"	越中町
"	"	"	北村 又市	"	上井町二丁目
"	"	"	絹見 重夫	"	旭南
"	"	"	小坂 幸子	"	河原町
"	"	"	小谷 篤	東伯郡羽合町上浅津	
"	"	"	小谷 和裕	"	
"	"	"	佐治 二郎	倉吉市堺町二丁目	
"	"	"	佐藤 光雄	東伯郡大栄町由良	

田中 讓治	"	羽合町上浅津
土海 拳志子	"	"
能見 三子	倉吉市山根茶屋みゆき荘	
山形 寿雄	東伯郡東伯町三保	
山中 忠正	"	泊村園
磯江 弘	"	三朝町三朝
上野 次子	"	"
奥田 トシ子	"	"
沢 征志	"	"
竹本 寿枝	"	三谷口
船口 一正	"	三朝
真鍋 弘	"	山田
由田 稔	"	三朝
横田 昭男	"	"
竹本法 幸	"	"
板垣 成行	米子市統町二丁目	

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
中岡 タズエ	中島 峯夫	坪倉 愛子	坪倉 末男	田淵 勇治	田宮 はる	下島 恒一	小別所 佐己子	久野 周作	小椋 照夫	小椋 富重	上野 剛義	入江 秀男	稲吉 サツ子	岩崎 三男
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
博労町二丁目	大工町二七		寺町四丁目	愛宕町	立町四丁目	博労町三丁目一七三	上後藤二区	加茂町一丁目		灘町三丁目五	道笑町三丁目五三	米原一四九〇	勝田町	加茂町一丁目

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
池口 幸照	岩垣 寿子	板倉 考代	板倉 義正	泉 義弘	和田 朝光	吉岡 金市	湯原 武夫	山崎 一郎	森田 実	植田 高明	早川 俊夫	浜根 繁己	羽田 浩	西川 智宏
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
皆生西新田 一三二一〇三	皆生一四八五の一		一四七九	皆生二〇二八	寺町一八	博労町一丁目七五	道笑町二丁目	夜見町三区	立町四丁目	道笑町二丁目	西倉吉町	富士見町一丁目	道笑町三丁目一〇一	錦町一丁目一

00084

谷口定美	田中栄子	田中弘洋	高田良江	高田正則	波葉満蔵	島田ミサ子	島田和富	酒井明	清水梅枝	清水忠一	山森洋子	奥村恵美子	奥村昭幸	奥村アキエ	太田好江
一四八五の一		二二四五の五		皆生二二一七の二〇	一九三一		上福原新田 一九三二の八	二〇五〇の二		皆生二二一七の二一	二九三二の五		一四三二の五	上福原新田 一四三二の四	皆生二二一七の九
宇野聰	伊藤敦夫	吉川寿明	横川喜久枝	八幡保蔵	山根博	森山富子	森岡勝正	三浦稔	前田昌江	前田達夫	藤井マサ子	野間清子	鶴石スミ子	谷口幸子	
京町二一五	境港市中町八一	上福原一八二〇の七	皆生二二一七の九	上福原新田 一九三二の四	一四八五の一	皆生二五七六の一	上福原一〇四六	皆生二二四五の五		上福原新田 一九三二の七	一七〇三の三	一五四八の二	一五七八の二		

“	“	“	“	“	“	“	“	“	“	“	“	“	“	“	“
矢壁吉子	森田要治	舟木康子	竹田彬	加藤寛三	江沢正子	江沢保	井田文夫	渡辺繁利	日向百合子	松本邦枝	木村千代子	木村朝彦	木下公男	木下茂	神庭長一
“	“	“	“	“	“	“	日野郡日野町根雨	“	“	“	“	“	“	“	“
日南町多里	溝口町ショウ	日野町根雨	山上	日南町生山	“	溝口町四三〇	“	渡町	上神町	渡町五区	小篠津町五一五三	京町三五	朝日町	日ノ出町	末広町

“	“	“	“
山田昭男	井之上成一	石指正二郎	石上靖治
“	“	“	西伯郡西伯町法勝寺七二二
日吉津村富吉 一〇六七	名和町富長	岸本町大寺	

鳥取県告示第八百五十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小酒 医 院	境港市朝日町一〇番地	昭和四十七年四月四日

鳥取県告示第八百五十四号

公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第二項の規定による公共用水域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の類型をあてはめる水域を次のとおり指定する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

湖沼	類型	区域	環境基準の達成期間
A	水素イオン濃度 (PH)	斐伊川水系の中海及び境水道	五年以内で及的すみやかに達成する。

備考 類型の基準値は、次の表のとおりである。

湖沼	類型	基準値
A	濃度 (PH)	6.5以上 8.5以下
	化学的酸素要求量 (COD)	3ppm以下
	浮遊物質 (SS)	5ppm以下
	溶解性酸素量 (DO)	7.5ppm以上
	大腸菌群数	1,000MPN / 100ml 以下

鳥取県告示第八百五十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令 (昭和二十八年政令第二百五十四号) 第七条第二項の規定に基づき、郡家鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則 (昭和二十五年農林省令第百八号) 第十八条の規定により告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区域	域	存続期間及び面積
	八頭郡郡家町堀越部落地内の県道谷郡家線と国道二十九号の交差点を基点とし、		

鳥取県告示第八百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町大字三采字大林山一二八七 (次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
無線通報施設敷地とするため

〔一次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。

郡家鳥獣保護区	同基点から国道二十九号を南方に進み、農道西御門線に至り、同農道を北東方に進み、同農道の終点に至り、同終点から郡家町花原部落に通ずる山道を北東方に進み、郡家町花原部落に至り、同部落から町道大坪花原線を北方に進み、県道谷郡家線に至り、同県道を西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域のうち水田を除いた地域	昭和四十七年十一月一日から昭和五十七年十月三十一日まで 五百二十一 ヘクタール
---------	--	---

鳥取県告示第八百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北浜一九八〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百五十八号

昭和四十七年九月二十七日付で大鴨土地改良区から申請のあつた新たに
行なおうとする土地改良(中河原地区かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二二八

大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十八日付で倉吉市志津二〇六番地小林章人はか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(志津地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(志津地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十八日付で倉吉市福富一九番六地福井勝茂ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（志津地区樹園地農道網整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（志津地区樹園地農道網整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十一号

昭和四十七年八月二十一日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（鹿野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十二号

昭和四十七年九月十四日付で若桜町長から申請のあつた土地改良（若桜地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業

二・二・五 関金二号公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十月三十一日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

東伯郡関金町大字関金宿字土手の内地内

鳥取県告示第八百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業

三・四・一八 米子駅裏中央線

三 事業施行期間

昭和四十七年十月三十一日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

米子市目久美町地内

鳥取県告示第八百六十五号

倉吉市生田第二土地区画整理事業施行区域の宅地について、昭和四十七年十月十一日換地処分をした旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三條第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和47年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和47年10月31日

鳥取県知事 右 破 二 朗

坂本 悦子	中橋 典子	橋 恭子	安藤りえ子	三浦 宣子
金森千恵子	植田久美子	浜野 幸	森下 秋子	福田 裕子
勝部 郁子	長谷川女子	大久保正美	高橋 典子	土井 数子
有富美津子	楯手 晶子			

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和47年10月31日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和47年11月24日 午後1時から	鳥取警察署会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和47年11月30日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在管轄する警察署長を逕して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印